

○佐賀市手数料条例

平成17年10月1日

条例第60号

(減免)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより手数料を減額し、又は免除する。

(1) 戸籍等に関する事務又は別表に掲げるその他の事務（印鑑登録証又は佐賀市民カードの交付（初回を除く。）を除く。）について、生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている者が申請したとき 免除

(2) 法令の規定により、戸籍に関し無料で証明を請求することができるとき 免除

(3) 規則で定める法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明を請求することができるとき 免除

(4) 前2号の規定により手数料が免除される戸籍と同一の目的に使用するため、これに代えて別表に掲げる住民基本台帳法に基づく事務のうち住民票の写し又は住民票に記載した事項の証明書の交付が申請されたとき 免除

(5) 別表に掲げる建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく事務のうち建築物、建築設備又は工作物に係る確認の申請に対する審査、完了検査又は中間検査について、規則で定める場合に該当するとき 規則で定めるところによる。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 免除又は必要と認める額の減額

2 前項の規定にかかわらず、本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、住民票の写しその他の証明書を自動的に交付する機能を有するもの（以下「証明書等交付機」という。）により交付した証明書に係る手数料は、減額し、又は免除しない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

（平19条例30・平24条例12・一部改正、平26条例7・旧第5条繰下、平27条例24・一部改正）